

清朝に於ける八旗制度の推移

細 谷 良 夫

- 一 緒 言
- 二 後金國に於ける八旗制度
- 三 親王への佐領撥給
- 四 佐領の越旗移動
- 五 宗室諸王の下五旗領有
- 六 佐領領有と諸王權力
- 七 結 語

一 緒 言

八旗制度が清朝に独自のものである事実は既に周知のことであり、この点、改めて「清朝に於ける」と付言する必要は全く認められない。しかし、従来の八旗制度研究の多くは、清朝成立⁽¹⁾以前の時代、即ち、八旗制度そのものが國家の支配機構として存在した「後金國」時代、或は後金國以前の、謂わば八旗制度の成立をめぐる諸問題を対象とするものであり、それが一六四四年に入関、定鼎を果して、やがて中国支配政権として完成した清朝に於ける八旗制度を対象とするものは少ない。⁽²⁾しかるに本稿では、中国支配政権としての清朝における八旗制度を問題とした点に、敢えて付言した理由が存する。

清朝に於ける八旗制度の推移 細谷

後金國に於ける八旗制度と清朝におけるそれとの間には、歴史的環境から考へても極めて大きな相違が見出せよう。後金國を通じて、そこでは國家の發展、拡大は未だ充分に行われているものとは認め難く、この時代の八旗制度はそれ自体が後金國國家の支配機構として存在するものであり、それは八旗制度に立脚して支配者層たる諸王の合議制が行われ、支配が展開されると、北方民族に特徴的な、謂わば族制的性格を付有する封建的支配機構であると考えられよう。一方、清朝は國家が既に全中國を支配する規模へと發展しているので、ここに於ては八旗制度は、まず支配者層たる滿洲・蒙古・漢軍旗人を統轄する行政組織であり、更に行政組織の上に立脚した軍事組織としての存在、即ち、明王朝を繼承して存在する清朝の独裁君主権の下に統属する官僚的な支配機構としての八旗制度が考えられていると云えよう。この様な後金國から清朝へという國家の發展のなかに八旗制度そのものの性格が変化していくことは当然ではあるうが、はたして八旗制度が族制的封建的支配機構から官僚的支配機構への転換が充分に行われていたと認め得るものであるのであるのであるらうか。

本稿は、八旗制度のこの様な転換を解明する一段階として、世祖の二子を手がかりとして、彼等の和碩親王の立場と旗（佐領）との支配關係を検討するものである。そこでは、清朝の成立以後も、順治・康熙兩朝にわたる七十年の間は、八旗制度とはなお族制的封建的支配機構として存在した事實が認められるのである。加えて、族制的封建的支配機構は汗（皇帝）を含めて諸王の王権の存立基盤であったと考えられるのであり、八旗制度の推移の問題から見る限り、名実共に独裁君主権が確立する時代は雍正朝であつた事を指摘したい。

二 後金國に於ける八旗制度

後金國を通じての八旗制度が國家の支配機構として存在し、それは族制的性格を付有する封建的支配機構であるとしたが、この点を簡単に述べておこう。

後金國は天命建元の時期にかけて發展、拡大されはしたが、それでもなお入閥以前の段階では、支配が可能であった地域、人民は決して多いものではなく、國家の中心的構成員たる人民は、その殆んどが八旗制度の統轄下に含まれる旗人であつたと見て差支えないとある。ここでは、八旗制度は軍制であると同時に徭役制としての組織であつた事が既に指摘されている如くであるが、当時の社会形態からすれば、軍制と徭役制とを兼備した組織、機構を以つて、はじめて国家の運営が可能であつたと考えてよいであろう。即ち、八旗制度はそれ自体が国家の支配機構であつたと見做し得るのである。

さて、國家の支配機構としての八旗制度の頂点に位置する者は後金國汗であり、太祖奴兒哈赤がその人であるが、太祖と八旗制度の関係を安部健夫氏は、次の様に理解された。⁽⁴⁾ 即ち、滿文老檔・天命六年十一月八日の条を引用して論述されたが、八旗制度は、「ニルの者にまで繋がる無数の線条が、結局一人の汗の手に修束されていた」ものであり、その統屬關係は「官僚的管轄關係の重積」であり、「封建的領有關係」として了解さるべきではないと。氏の指摘によれば、太祖は独裁的君主として存在するものであり、八旗制度は太祖の統屬下にある官僚的支配機構と見做されるものであろう。氏の見解に直接に充分な反論を展開しうるものではなく、又、本稿の一つの目的

が八旗制度の推移のうちに後金のそれを演繹的に理解する事に役立たせようとするものもあるので、ソシでは氏の結論と全く対立する資料を提出しよう。それは滿文老檔太祖三⁽⁵⁾・天命七年三月三日の記事である。

三月三日、八子が会合して「天が与へた政はどうすれば定まるであろうか。どうすれば天の福は永久に続くであろうか」と父 Han に問うと、Han は次のように云つた。「父を継いで國主たるべき者を立てる際には、強力にして血気に逸る者を立てるな。強力にして血気に逸る者が國主となれば、自らの力を重んじて暮らし、天に非とされるようになる恐れがある。幾ら聰明でも、一人の考えが衆人の議したところに及ぶであろうか。汝等八子は八王となれ。八王が議を同じくして暮らせば失敗はなくなるであろう。汝等八王の言に反対しない者を見て、父を継いで國主とせよ。汝等の言を容れず、善行を行はなければ、汝等八王は自らの立てた Han を自ら代えて、汝等の言に反対しないよい者を選んで立てよ。……八王が相談して Jušen の大臣八人、漢人の大臣八人、蒙古人の大臣八人を立てよ。その八大臣の下には Jušen の審事官八人、漢人の審事官八人、蒙古の審事官八人を立てよ。衆審事官は審理して諸大臣に告げよ。諸大臣は決定して八王に上れ。八王はその決定した罪を断ずるがよい。……

とある。以上の記事に依る限り、太祖の八子が八王⁽⁷⁾として存在していく、太祖を継ぐ Han の地位は彼等八王の手により推戴されるものである。更に、滿・蒙・漢大臣、審事官という諸官僚は、Han の下に直接に統属されるものではなくして、各々の王の下に統属するものであつた事実が認め得よう。

以上の点からすれば、ここに云う王権は独裁君主権ではなく、かえつて推戴王権であり、官僚機構は独裁君主権

の下に修束するものとは認め難い。即ち、八旗制度下に於ける統属関係は、前記の安部氏の結論とは全く対立して、官僚的重積ではなく封建的統轄ではなかろうかと推測する事が許されるであろう。

後金國の八旗制度が封建的支配機構として存在し、それに立脚した推戴王権の存在を推定する時、八王各々の王権の基盤とは、彼等が旗の王としてある事に示されるように、各王の領有する旗であつたであろう事は容易に理解されよう。この点について若干触れるならば前引の満文老檔の後段には次の様に見える。

……八旗の諸王は、戦で戦つたのは自分の旗であると、他人の旗であると、如何なる事を告げるにも衆人で審理せずに独りで告げるな。……

とある。即ち、当時の社会では、戦鬪は掠奪經濟の面が濃厚であつただけに、戦鬪における各人の貢献した度合の評価は公平である事を必要とするものであつた。その時、諸王は自分の旗、即ち、領有する旗に都合よく申し立てる事は許されなかつた。ここに王と王の領有する旗との間の密接な関係が見出される。即ち、王の領有する旗、具体的には旗を構成する単位組織である佐領（この点後出）の戦鬪に於ける貢献は、直接的に、恒常的に、旗王への掠奪物の配分に結びつくものであつた。その一例は、太宗実錄卷十・天聰八年六月丁丑の条に以下の如く見える。

諭衆軍曰。遠征至此。凡所獲諸物。聽爾等自取。所謂聽爾自取者。惟馬驥牛驢羊及青藍衣服等物。任意取之。

每牛糸合同均分。至於金銀東珠珍珠鱗綬。及堪用緞疋緞衣。俱獻之各貝勒。蒙天眷佑。使我軍士富足。庶購買馬匹整頓器械。不致有悞。故定此例。從來興兵。如此聽其有自得者乎。如違旨隱匿應獻之物。必照例治罪。此番所獲之物。俱沒入官。

以上によつて当時の戦争が単に征服、侵略の面のみでなく、掠奪を通じて直接的に経済的充足を図る面が強かつた事実を知りうるが、掠奪物の分配は、日常的に使用、消費する様なものは牛^{ヌシ}（佐領）ごとに牛^{ヌシ}下の旗人に均給されるが、財物と目される様なものは牛^{ヌシ}を支配する貝勒、即ち、前述の旗王に献上する定めとなつてゐる事が知り得る。この事からすれば、多くの佐領を領有する旗王はそれだけ多くの富の配分を約束されていたものであると云えよう。

以上の様な旗王の佐領領有の意義が、当時の掠奪経済的面を色濃く有する戦闘行為と結合して法文化されたものに、康熙会典百四卷一・兵部七十「軍令」の記載がある。

國初定。親王郡王貝勒貝子公等。遇敵交鋒。若七旗敗遁。一旗攻戰。有裨於七旗者。將七旗下七個佐領人丁。給與一旗。若一旗敗遁。七旗攻戰。將敗遁人丁。分與七旗。若一旗內。一半攻戰。一半敗遁。則將敗遁人丁。撥與本

以上の軍令は、実録によれば天暦三年の記事であるが、戦闘に際しての賞賜、処罰に佐領が対象となつてゐる事を知り得るものである。即ち、親王以下公に至る旗王としての宗室諸王は、戦闘で敗遁すれば自己の領有する佐領の一部を没収されて、攻戦した他の旗王に賞賜されるのであり、佐領という八旗制度の単位組織そのものが旗王の間にやりとりされる点に、佐領が単なる行政組織として以上の意味を有していた事が見出されるであろう。即ち、佐領による財物の獲得が直接旗王の富の分配に結合する点を併せ考へる時、旗王の佐領領有は旗王の経済基盤、存立基盤、更には権力基盤として存在していたと推定されるのである。

以上、極めて概略的ではあるが、後金國では独裁君主権の成立は未だなく、Hanは宗室のうちの八王に推戴されるという、謂はば推戴王権であり、八王を中心とする宗室諸王は各々が旗或は佐領を領有する事によつて自己の権力基盤を形成していたものと結論する事が許されよう。

この事を換言すれば、八旗制度は国家の支配機構として Han の下に統属する官僚的な支配機構としてではなく、各旗が宗室諸王の下に統轄されている封建的支配機構として存在していたと推定されるのである。

さて、後金國に於て封建的支配機構である八旗制度が、清朝成立以後にどの様に推移していくものであろうか。一六四四年、入関し定鼎をはたして以後は、既に全中国の支配政権となつた清朝であれば、もはや八旗制度がそれ自体で国家の支配機構たり得ない事実は明瞭であろう。とりわけ、前王朝、明朝の支配組織の多くを踏襲したと認められるので、この点、推戴王権に象徴される後金國に固有の封建的支配機構としての八旗制度との間には少なからぬ矛盾が生じたであらう事は充分考えられる。勿論、全中国の支配政権として独裁君主権の強化が進展していくではあらうが、封建的支配機構としての八旗制度、及びその機構に立脚する宗室諸王の権力が一挙に消失して、独裁君主権の下に隸属する官僚的支配機構のなかに全く繰り入れられてしまうとは考え難い。

この間の転換を、早く入閥以前の太宗の独裁権力確立のうちに求める見解⁽¹⁾は多い。確かに、八旗制度の内部に官僚的統属関係を作り、八旗制度そのものが太宗に隸属する官僚的支配機構へと改変する意図はあつたが、それが成功したとは云えない。少なくとも、八旗制度に立脚した宗室諸王の権力を打破するまでには至らなかつたと考えられる。清朝になつても、諸王が以前と変わらず各旗を領有していた事実は、雍正会典⁽²⁾卷百一・兵部「官制」に次の様に

見える。

國初設立八旗。曰鑲黃。曰正黃、曰正白、曰正紅、曰鑲白、曰鑲紅、曰正藍、曰鑲藍。……又以鑲黃、正黃、正白為上三旗。⁽¹²⁾五旗各以王貝勒等統之。每旗又分滿洲、蒙古、漢軍為三旗。共二十四旗。

ここに、雍正朝に於ても、例え制度的にとどまるものとしても、八旗のうち鑲黃旗以下の三旗は皇帝に統屬する旗であり、一方の正紅旗以下の五旗は宗室諸王の下に統屬されていた事が知り得るのである。

清朝に於ける宗室諸王の旗の支配が、具体的にはどの様にして行われていたのか、更に独裁君主權としての皇帝權との関係が如何にして認めうるものか、次節以下で主として世祖の諸子の例を対象として考察を加えていきたい。

三 親王への佐領撥給

清朝になつてからの諸王と旗の支配關係が如何にして成立するに至つたか、この問題を考察するに足る具体的な記録は殆んど見当らないようである。舉見する限りでは、次に述べる世祖の第五子常寧・第七子隆禧について見出せるもののみではないかと思う。

はじめに世祖の諸子について簡単に触れておこう。清史稿・列伝六・諸王^五によれば、

世祖八子。孝康章皇后生聖祖。孝獻皇后董鄂氏生榮親王。寧慤妃董鄂氏生裕憲親王福全。庶妃巴氏生牛鈕。庶妃陳氏生恭親王常寧。庶妃唐氏生奇授。庶妃鉢氏生純親王隆禧。庶妃穆克圖氏生永幹。牛鈕、奇授、永幹皆殤。

無封。

とあり、世祖の八子のうち牛鈕・奇授・永幹の三人は早世している。残りの五人が諸王の地位に就く可能性がある。聖祖は若年八歳にして世祖の後を襲つて皇帝となつたのであり、王に封ぜられた事実は見当らない。又、榮親王とは、彼の伝によれば二歳にして没し、榮親王は追封の爵位であつたから、王位に就いたとは云え名目的なものできりないのであろう。

即ち、世祖の八子のうち、実際に王位を封ぜられて王として旗との領有関係を生じるに至つたと考えられる者は、福全・常寧・隆禧の三人であるとしてよい。故に、この三人と旗の領有関係を考察していきたい。

まず、福全・常寧・隆禧の王位の受封であるが、彼等には当初から親王位が与えられている。聖祖实錄によつてそれを列挙しておこう。

康熙六年春正月己丑。封世祖章皇帝第一子福全。為和碩裕親王。(卷二)

康熙十年春正月癸酉。冊封世祖章皇帝第五子常寧。為和碩恭親王。(卷三)

康熙十三年春正月庚寅。封世祖章帝第七子隆禧。為和碩純親王。(卷四)

以上の様に、康熙六年には福全が和碩裕親王に、十年には常寧が和碩恭親王に、十三年には隆禧が純親王に封ぜられたとある。そしてこれより以後、三人は和碩親王の立場から各々の旗の旗王の地位に立つに至り、旗を領有する事となるのである。唯、原則的には和碩親王に就く事が同時に旗王の地位につく事を意味するものではあらうが、常寧・隆禧の二者が旗王となつたのは少しく後の事である。即ち、福全の場合は後述の様に康熙六年に、和碩裕親

王となると同時に鑲白旗の旗王に就いたと考えられるが、恭親王常寧・純親王隆禧の二人は、それぞれ康熙十年・十三年に和碩親王に就きながら、旗王となつたのは共に康熙十四年の事である。

宗室諸王が旗王の立場に立つて旗を領有する具体的記録は、前記、常寧・隆禧に關してのみ見出し得るので、福全については常寧・隆禧の例から後に推定する事として、まず、常寧・隆禧を考察の対象としよう。即ち、聖祖實錄卷五・康熙十四年十一月癸巳の条には以下の如く見える。論述の都合上、全文を三分して引用すると、まず

(一) 上諭。和碩恭親王常寧、著在正藍旗、和碩純親王隆禧、著在鑲白旗。

とあつて、既に和碩親王である常寧・隆禧はここに至つてはじめてそれぞれ正藍旗和碩親王、鑲白旗和碩親王となり、各々が領有する旗が定まつた事を知りうる。しかし、正藍旗和碩親王、鑲白旗和碩親王とは云つても、それは正藍旗・鑲白旗の全旗を領有するものではなかつたようで、正藍旗和碩恭親王常寧について、前文に続き以下の如く見える。⁽¹⁴⁾

(二) 於和碩恭親王。將鑲黃旗滿洲旗分⁽¹⁾津分佐領。噶布喇佐領。正黃旗噶布拉佐領。霍爾鈍佐領。正白旗覺羅夸代佐領。覺羅布魯佐領。蒙古旗分⁽²⁾墨赫德佐領。恩克佐領。鑲黃旗蒙古旗分⁽³⁾額卜根佐領。正白旗漢軍李廷霖佐領。李⁽¹⁰⁾正佐領。佟文玉佐領。包衣正白旗滿洲阿那代佐領。^(B)正黃旗漢軍姚質義佐領。^(C)正黃旗噶布臘所屬撥給。

即ち、恭親王は康熙十四年に正藍旗の旗王となつたが、正藍旗を領有する内容は鑲黃・正黃・正白旗と上三旗の満洲旗分より六佐領、又、旗色不明の佐領と鑲黃旗の蒙古旗分の佐領を三佐領、更に正白旗の漢軍旗分の佐領を三佐領、及び包衣佐領に属すると見られる正白・正黃旗の佐領を三佐領と合計十五佐領が撥給されていて、以上の十五

佐領を領有したと考えられる。ただ、上記の文には疑問の点が少くないが、文献上の詳細な検討は純親王が佐領を領有した事実を示す一文と共に行う事として、続いて鑲白旗和碩純親王隆禱への佐領撥給を述べておこう。即ち、前文に続いて、

(三)於和碩純親王。將正黃旗滿洲旗分鄂莫克圖佐領。¹⁶⁾阿世圖佐領。¹⁷⁾蘇爾泰佐領。正白旗穆舒渾佐領。¹⁸⁾託晉佐領。¹⁹⁾鑲黃旗鐘²¹⁾內佐領。鑲黃旗蒙古旗分哈喇爾代佐領。²²⁾白貝佐領。²³⁾阿畢達佐領。²⁴⁾正白旗漢軍旗分蕭養元佐領。²⁵⁾霍世榮佐領。²⁶⁾李世靜佐領。包衣鑲黃旗滿洲薩畢漢佐領。²⁷⁾漢軍劉格佐領。²⁸⁾正黃旗得希圖所屬撥給。²⁹⁾

と見える。純親王は鑲白旗の旗王となつたのであるが、鑲白旗を領有する内容は前の恭親王の場合と全く同じであり、鑲黃・正黃・正白旗の上三旗の満洲旗分より六佐領、鑲黃旗の蒙古旗分より三佐領、正白旗の漢軍旗分より三佐領、及び包衣佐領に属する鑲黃・正黃旗の三佐領と合計十五佐領の撥給が行われたのである。

以上、(二)・(三)の文によれば、恭親王・純親王がそれぞれ正藍旗・鑲白旗の旗王となつたとはいえ、ただちに正藍旗・鑲白旗の全旗を領有するものではなく、かえつて自己が旗王として立つ旗とは無縁の上三旗に所属する満洲・蒙古・漢軍旗分の佐領を十五佐領づつ撥給されている。この様に、旗王として立つ旗とは相違する旗色の佐領を撥給されて果して領有、支配関係が成立しうるものか否か、その点は次節で明らかにしよう。

ここでは、前引の(一)、(二)の文が、そのままで不明な点があるので、文献的な検討を加えておきたい。一応、問題とすべき事は、(二)、(三)を通じて、(A)・(B)・(C)と付した点、及び(三)(D)と付した点である。即ち、(二)・(三)の全文を通して、そこに記載されている佐領の順序に注意するならば、旗分は満洲・蒙古・漢軍旗、最後に包衣佐領と、又

旗色は鑲黃・正黃・正白旗の順序に整理されている事が見出せよう。

の旗分、旗色の順序からはみ出るのみに、(A)・(B)と付した漢軍旗分の佐領がある。即ち、(I)・(II)でも共に、(A)と(B)との間には包衣滿洲佐領が入つていて、漢軍旗分の場合のみは二分して記載されている。勿論、包衣佐領は滿洲旗分にのみ設置されていたのであり、蒙古・漢軍旗分には存在しなかつたのであるから、(B)の漢軍佐領を直前の包衣滿洲佐領の包衣をうけて包衣漢軍佐領とする事は出来ない。とすれば、漢軍旗分のみが何故に二分して記載されたのか、第一にこれを明らかにしよう。

第二には、包衣佐領と考えられる、(I)・(II)の(○)の部分のみが、正黃旗噶布臘所属、及び正黃旗得希図所属と、他部分で佐領となつてしる所が所属となつてしる点である。聖祖実録では句読点を「正黃旗噶布臘。所属撥給」「正黃旗得希図。所属撥給」とあり、所属を上の人名とは切り離して、「所属撥給」と解している。実録に従うならば、何故にこの(○)の二名のみに佐領と付されなかつたのか、即ち、(○)の部分は何を意味するものかが問題となる。

以上の(A)・(B)の点、及び(○)の点の疑問の解決に資するものに当該文の満文がある。聖祖実録の満文は見る事が出来ないが、当該文は全く同文が八旗通志初集⁽¹⁵⁾・旗分志「八旗滿洲規制」の項に引用されている。幸いにも八旗通志初集は、漢文本と共に満文本も見る事が出来るので、これを通じて実録の前記漢文に対応する満文を検討する事が可能である。若干長文であるが、後節で佐領の人名を対応させたいので全文を引用しよ。

elha taifin i juwan duici aniya omšon biyai sahakün meihe ineaggi, dergi hese wasimbuhangge, gungnecuke cin
(康熙) の 十 四 年 十一 月の 禮 己 日 天子の旨 下されたもの。 恭 親 王
wang cangning be gulü lamun de, gulü cin wang lunghi be kubuhe sanggian de obu, gungnecuke cin wang de
王 常寧 を 正 藍 に、純 親 王 隆禧 を 鐸 曰 に せよ。 恭 親 王 に

kubube suwayan i manju gūsai jimbu niru, gabula niru, gulu suwayan i gabula niru, holdon niru, gulu šanggian
金 黃 の 滿洲 旗の (1) ニル (2) ニル 正 黃 の (3) ニル (4) ニル 正
i gioroi kūwadai niru, gioroi buru niru, monggo gūsai mehedei niru, engge niru, kubube suwayan i monggo gūsai
の 覚羅の (5) ニル 覚羅の (6) ニル 蒙古 旗の (7) ニル (8) ニル 鐘 黃 の 蒙古 旗の
ebugen niru, gulu šanggian i ujen coohai lli ting lin niru, lli loi jeng niru, tung wen loi niru, gulu šanggian i
(9) ニル (A)正 白 の 漢 軍の (10) ニル (11) ニル (12) ニル (13) ニル
booi manju anadai niru, gulu suwayan i nikian yoo c'y i niru, gulu suwayan i gabula hontoho be bu, gulu cin
白衣 滿洲 (13) ニル (B)正 白 の 漢人 (14) ニル (C)正 黄 の (15) ホントホを与えよ。純親
wang de gulu suwayan i manju gūsai omoku niru, estu niru, surtai niru, gulu šanggian i mušuhun niru, tojin
玉 に 正 黄 の 滿洲 旗の (16) ニル (17) ニル (18) ニル 正 白 の (19) ニル (20)
niru, kubube suwayan i jungnei niru, kubube suwayan i monggo gūsai haraldai niru, bebei niru, abida niru, gulu
ニル 鐘 黃 の (21) ニル 鐘 黃 の 蒙古 旗の (22) ニル (23) ニル (24) ニル (A)正
šanggian i ujen coohai siyoo yang yuwan nru, ho si zung nru, lli si jing nru, kubube suwayan i booi manju
白 の 漢 軍の (25) ニル (26) ニル (27) ニル (28) ニル 鐘 黃 の 包衣 滿洲
sabigan niru, nikian lioge nru, gulu suwayan i dehitu hontoho be bu sehe.
(29) ニル (B)漢人 (29) ニル (C)正 黄 の (30) ホントホを与えよと云つた

以上の長ヘドキテ、漢文ミセスヘドキテ・西スルヨリテ校セハシテの漢文ミセスヘドキテ・西・東ヘスヘンダニ、リズ
ムヒ較ヤエヌキナカニ「漢」の題題で、エヌヨリ・西の漢軍旗分ヒリシテ、漢文ドゼト・西が相連ヤエ事、民田ヤのヤギロ。
且ム、(1)の「正旦旗漢軍特使兼佐領」ニキタム漢文ガ gulu šanggian i ujen coohai lli ting lin nru トキニ
(2)の「漢軍」ノ押御ヤハシル文モ回參ノ ujen coohai ノ既正ヤル。且ム、(3)の「正旗漢軍特使兼佐領」ノキタム
たハシル文ガ gulu suwayan i nikian yoo c'y i nru リキハ、(4)の「漢軍」ノ回參ノ nikian ノ既アリハル。

即ち、⁽¹⁾・⁽²⁾を通じて、漢文では(A)・(B)共に漢軍であるが、滿文では(A)が ujen coohai (B)が nikan と相違してゐるのである。所で ujen cooha にはしばしば滿洲音をそのまま漢文に転写して「鳥真超哈」⁽¹⁶⁾ と記され、「曰漢兵」と訳出されるといふのは正規の八旗漢軍である事は今更いうまでもないであらう。一方、(B)の nikan とは、漢軍と訳出される事なく、jušen が滿洲人に対する nikan 漢人である事も又周知の如くである。何故に、この様に全く意味の相違する ujen cooha と nikan が共に漢軍と記載されるに至つたものであるか、その理由は詳ひらかではない。しかし、以上の部分は満文に従つて解するならば、(A)の漢軍は漢文本の通りに正白旗漢軍李廷霖佐領、或は正白旗漢軍蕭養元佐領としてよい。一方、(B)の漢軍は漢人であるので、⁽¹⁾の(B)正黃旗漢軍姚質義佐領は直前の包衣滿洲佐領の包衣をうけて、包衣正黃旗漢人姚質義佐領と解さなければならぬ。全く同様に、⁽²⁾の(B)の漢軍劉格佐領は包衣鑲黃旗漢人劉格佐領と正されるべきであらう。⁽¹⁾、⁽²⁾の(B)の包衣鑲(正)黃旗漢人佐領とは、包衣佐領のうちで漢人により佐領を編成してゐる、そして漢人の姚質義、或は劉格により管理されている佐領と考えてよいである。以上の様に実録の漢文では共に漢軍である⁽¹⁾・⁽²⁾の(A)・(B)は、(A)が漢軍旗であり、(B)は包衣漢人佐領である事は明らかである。

次で検討すべき第一の問題、⁽¹⁾・⁽²⁾の①「所属」の点であるが、再び満文の記載を引用して見ると、⁽¹⁾の①「正黃旗噶布臘所屬」に対応するものは gulu suwayan i gabula hontoho であり、⁽²⁾の②は gulu suwayan i dehitu hontoho が対応する。即ち、「所属」に該当する満文は hontoho と表わされてゐる。hontoho とは原義「半分」⁽¹⁷⁾等であるが、ルリドは当然、滿洲音をそのまま漢音に転写して「渾托和」と表わされ、包衣佐領と共に包衣の

所屬である「包衣管領」を意味する事に思ひあたるであろう。即ち(1)・(2)の(①)所屬も、満文本に従つて解するならば、意義不明の所屬ではなく「管領」と考へるべきであり、(1)の(②)は正黃旗包衣噶布臘管領と、又、(2)の(②)は正黃旗包衣得希図管領と正されるべきものである。⁽¹⁸⁾

以上、八旗通志初集の満文本を対応する事によつて、(1)・(2)の(A)・(B)・(C)の部分は、それぞれ漢軍・漢人・管領と解されて、全文を通じて十五佐領の記載は満洲旗分・蒙古旗分・漢軍旗分、それに包衣満洲・漢人・管領と、旗分の一般的な尊卑の順序に依るものであつたと考えられよう。加えて、各旗分のうちでの佐領の記載の順序で注意すると、佐領の旗色は鑲黄・正黄・正白旗という当時の一般的な旗色の尊卑の順序に依る事が明らかであろう。唯、その例外は(2)の(B)の部分である。些細な事ではあるが、以下簡単に触れておこう。

即ち、(B)は「鑲黄旗鐘内佐領」であり、鑲黄旗である以上、満洲旗分の頭初に、正黄・正白旗の先に記載されるべきであるはずである。しかるに、満洲旗分の最後に記載されているのは何故であるうか。この点は満文本も全く漢文本と同様であり、解決の資とはならない。鐘内佐領は次節でも触れるが、この佐領の職にあつた「鐘内」は、八旗通志初集によれば「鐘内因病辞退」とあつて、彼は後年病氣で佐領職を退いた事が明らかである。所が、八旗通志初集に見える彼の列伝には「康熙十三年卒」とあり、ここにいう鐘内佐領は康熙十四年の佐領撥給当时に存在しないと考えなければならない。更に、旗分志によれば、鐘内の後を継いで佐領職についた者は彼の兄の子の「色克得」であるから、当時は、正しくは鐘内佐領ではなくして色克得佐領と称されるべきであろう。しかるに、ここで鐘内佐領と称されているのは、恐らく康熙十四年当时に色克得が未だ正式に佐領職の任命を受けてい

なかつたためか、或は純親王に撥すべき佐領を検討している康熙十四年以前に、鐘内が未だ佐領職にあつたための何れかであろう。そのどちらとも決定し得るものではないが、ともかく、現存しない佐領名を旧によつて称するという不安定な立場にあつた事は疑いもない。この不安定な立場が反映して、鑲黄旗の佐領であるにもかかわらず満洲旗分の最後に記載されるに至つたものと推定したい。

以上、恭親王・純親王が旗王として旗を領有する事にともなう両親王に対する佐領撥給の資料について、八旗通志初集の満文本を対応しながら文献的検討⁽¹⁹⁾を行つてきた。それは、正藍旗の旗王となつた恭親王・鑲白旗の旗王となつた純親王には、それぞれ同様に、上三旗である鑲黄・正黄・正白旗旗下の佐領が、満洲旗分六佐領・蒙古旗分三佐領・漢軍旗分三佐領、及び包衣所属の満洲佐領・漢人佐領・管領が各々一佐（管）領と合計十五佐領撥給されていて、内容においては満・蒙・漢軍旗分及び包衣とあたかも小型の一旗の如き体裁をとるものであつた。ただ、旗の如く体裁を整えた十五佐領の撥給が行われた事は事実であるが、これを直ちに両親王が旗王として領有したものと見做す事は出来ない。即ち、両親王が旗王として著けられた旗色はそれぞれ正藍旗・鑲白旗であるのに對して、撥給された佐領の旗色は全てが皇帝の率いる上三旗に所属する鑲黄・正黄・正白旗であるからである。若じ旗王が自己の旗の全て、或はその一部である佐領を領有し、そこに旗王としての存立基盤があるという封建的支配關係を推定するならば、旗王が自己の旗以外の他旗の、とりわけ皇帝の旗である上三旗所属の佐領を領有し支配する事は考えられないからである。次節では、両親王に撥給された上三旗所属の佐領が如何にして各親王に領有されるに至つたか、この点を明らかにしていこう。

四 佐領の越旗移動

前節で、清朝に於ても親王が旗王として存在し旗を領有する具体例として、恭親王・純親王への佐領撥給の事実を提示した。併せて、旗王とは旗色の相違する佐領を撥給されても、旗王と佐領の間に支配関係は成立し得ないのではないかという疑問を提出したが、この点を更に付言するならば、ここに正藍旗和碩親王・鑲白旗和碩親王と一見旗王の如く見えても、それは佐領を領有、支配する事のないものであり、後金國の場合の旗王とは全く相違するものではないか、即ち、正藍・鑲白旗に旗王として就く事自体が既に慣習的、儀制的なものであり、佐領の撥給はそれにともなう形式的なものではないか、という疑問が生じよう。後年、八旗制が全く官僚組織の一機構と化した、というよりは八旗制が殆んど崩壊しつつあつた道光年間にも、諸王への佐領撥給が行われている事實を併せ考へるとその疑問は深まるのである。即ち、旗王が慣習的、儀制的な存在であるならば、清朝の八旗制度はやはり行政、軍事的制度である官僚的支配機構の一部と理解されよう。以上の問題にかかるものとして、正藍旗・鑲白旗旗王と領有する上三旗佐領との関係を検討していく。

旗王と佐領の関係といつても、先ず考慮されるべきは、兩親王に撥給された上三旗佐領が正藍旗・鑲白旗に移動したのではないか、という事であろう。事実、結論から明らかにすれば、正藍旗和碩恭親王に撥給された十五佐領（管領）は、全て正藍旗旗下佐領となり、鑲白旗和碩純親王に撥給された十五佐領（管領）は全て鑲白旗に移動したと見做されるのである。唯、現在迄のところ、清朝に於ける八旗制度は、一旗が五參領に、一參領は十七・八佐

領に分けられた整然たる官制であり、軍事組織であるとされていて、佐領が宗室諸王に撥給され、それにともない佐領が他の旗に移動する事は全く検討されていない⁽²⁰⁾。故に、兩親王に撥給された各十五佐領が正藍旗・鑲白旗に移動した事実を論証していく必要がある。但し、三十佐領の全てにわたる論証は極めて煩瑣であり、必要もないかと考えられるので、八旗の中心的存在たる満洲旗分、及び前節で問題とした包衣佐領・管領を対象とする。

その方法は、康熙十四年に上三旗の佐領であつたものが、雍正朝に編纂された八旗通志初集の旗分志では何れの旗に見出されるのか、併せて、見出された佐領が康熙十四年当時に佐領の任にあつた事事を検討して佐領の他旗への移動を論証しておく。

まず正藍旗和碩恭親王に撥給された満洲旗分の六佐領、即ち、1)鑲黃旗津分佐領、2)噶布喇佐領、3)正黃旗噶布拉佐領、4)霍爾鈍佐領、5)正白旗覺羅夸代佐領、6)覺羅布魯佐領は、これ等の各佐領を八旗通志初集の旗分志のうちに検索すると、いずれも正藍旗満洲第三参領所属下に該当する佐領が見出される。即ち、第三参領下の第一佐領は5)覺羅夸代佐領が該当し、同様に第一佐領は6)が、第六佐領は1)が、第八佐領は2)が、第九佐領は4)が、第十佐領は3)が、それぞれ該当する佐領であると考えられる。以下遂次検討していきたい。

1) 正黃旗津分佐領

八旗通志初集卷・旗分志九（以下旗分志九と略）の正黃旗満洲都統第三参領所属（以下6）にいたるまでは同様に第三参領所屬）第六佐領の条は次の様にこの佐領の管理者の変遷を伝える。

第六佐領。原係國初編設之半箇牛录。初以阿思哈尼哈番達朱戶管理。……以達朱戶之孫金布管理。金布授散秩

大臣。以其弟朱馬代管理。朱馬代故。仍以金布管理。其子蘇爾柱管理。

このうち、津分に該当する者は、初代達朱戸の孫にあたる金布であると考えられる。津分と金布では字が相異なるのみならず、現代音では音も通じないので別人かと考えられる。しかし、満文では音は明らかに同じであつた事が見出される。即ち、津分は前引の満文本で明らかに jimbu であるが、一方、旗分志九の満文本は「」を次の様に記載している。

……dajinji i omolo jimbu de bošobuhā……

達朱戸 の 孫
に 管理させた、

とあり、金布も jimbu であり、津分と金布は同音であつて、同一人物と考えられる。次で金布＝津分が康熙十四年頃に佐領の任にあつたか否かを検討すると、同じ第三参領の第七佐領は、その創設を次の様に伝えている。

第七佐領。第六佐領内滋生人丁。康熙三十四年蘇爾柱管佐領時。分編一佐領。……

とあり、第七佐領は金布が二回目に佐領の職を辞退した後の繼承者蘇爾柱が佐領である康熙三十四年に分編したといふ。これより以前、金布は一度にわたり第六佐領の佐領職にあつたから、康熙十四年に佐領の職にあつた可能性は大きい。以上、鑲黄旗津分佐領とは雍正朝の正藍旗第三参領所属第六佐領の事と推定される。

以下同様に旗分志を引用して佐領名を示し、漢字の相違するものは満文本を引用して音通である事を示し、年代的な検討を加える事とするが、必要のない限り説明は省略する。

2) 鑲黄旗噶布喇佐領

旗分志九・第三参領第十佐領には

清朝に於ける八旗制度の推移 細谷

第十佐領。亦係國初編設。始以翁阿代管理。翁阿代故。以其兄之子溫察管理。溫察故。以其子常世布管理。常世布故。以叔父之子嘎布拉管理。……

噶布喇 (gabula) とは噶布拉である。滿文本では、

.....ini esheni jui gabula de bošobuhā,.....
彼の叔父の子 に 管理させた,

とあり、両者は普通である。噶布拉が康熙十四年に佐領の任にあつたかどうかは不明である。ただ、噶布拉の一代前⁽²³⁾の佐領溫察は入閔當時活躍した人物であるから、その可能性は強い。即ち、鑲黃旗噶布喇佐領とは正藍旗第三參領所屬第十佐領と推定されべ。

3) 正黃旗噶布拉佐領

旗分志九・第三參領第八佐領に

第八佐領。原係梅勒章京伊爾敦管理。.....邁堪往守陵寢。以其長子一等侍衛噶布喇管理。.....

噶布拉 (gabula) とは噶布喇の事である。滿文本では、

.....ini ahīngga jui uju jergi hiya gabula de bošobuhā,.....
彼の長子 の子 に 管理させた,

とあり、両者は普通である。年代については次の霍爾鈍佐領の記述のうちに明らかになるので、霍爾鈍佐領を述べぬほんとする。

4) 正黃旗霍爾鈍佐領

旗分志九、第九佐領に、

第九佐領。第八佐領内滋生人丁。康熙九年噶布喇管佐領時。分編一佐領。以其弟之子和爾敦管理。……

霍爾鈍（holdon）は和爾敦である。滿文本には、

……ini deo i jui holdon de bosobuhu,……

彼の弟の子の
ニ 管理させた、

とあつて、両者は普通である。第九佐領は康熙九年に第八佐領の滋生人丁で編成されたが、この時の第八佐領の佐領は噶布喇であり、第九佐領の佐領は和爾敦であり、康熙十四年にそれぞれ佐領の職にあつたと考えられよう。故に噶布喇佐領とは正藍旗第三參領所屬第八佐領⁽²⁴⁾であり、霍爾鈍佐領とは同第九佐領である。

5) 正白旗覺羅夸代佐領

旗分志九・第三參領第一佐領に、

第一佐領。係天命元年編立。始以覺羅伊巴里之長子覺羅岳託管理。……以其弟覺羅夸代管理。……

こゝに見える覺羅夸代である。年代は次の覺羅布魯佐領のうちに明かになる。

6) 正白旗覺羅布魯佐領

旗分志九・第三參領第二佐領に、

第一佐領。係第一佐領内滋生人丁。康熙十二年覺羅夸代管佐領時。分編一佐領。以其叔父覺羅郎邱之子覺羅布

魯管理。……

即ち、覺羅夸代、覺羅布魯は共に康熙十四年当時の佐領であつた可能性は大であり、覺羅夸代佐領とは正藍旗第三

参領所属第一佐領、覺羅布魯佐領とは同第二佐領と推定してよいであろう。

以上、恭親王に撥給された満洲旗分の上三旗の各佐領は、全て正藍旗満洲第三參領下に見出され、康熙十四年以後に上三旗より移置されたものと考えられよう。

統いて包衣佐領、管領について検討しよう。13) 正白旗満洲阿那代佐領、14) 正黃旗漢軍(人)姚質義佐領、15) 正黃旗噶布臘所属(管領)は、いずれも正藍旗包衣第三參領所属下に見出せる。

13) 正白旗阿那代佐領

旗分志九・包衣第三參領第一佐領に

第一佐領。初令阿那代管理。……

とある。年代の検討は姚質義佐領と共に行うこととする。

14) 正黃旗姚質義佐領

旗分志九・包衣第三參領第二佐領に、

第二佐領。初令姚智義管理。……

姚智義(yoo c'y i)は姚質義である。満文本は

.....tuktan yoo c'y i de bošobuhā,.....
初め
に 管理させた,

更に欽定八旗通志卷四十・旗分志四の正藍旗包衣第三參領を見ると、この第一、第一佐領には編者の注が次の様にあ

る。第一、第二佐領の注は全く同文である。

謹案。此佐領。係康熙十四年恭親王分封時設立。⁽²⁵⁾

とあり、恭親王に包衣佐領を撥給した時に設立した佐領である事を註記する。即ち、阿那代佐領は正藍旗包衣第三参領所属第一佐領であり、姚質義佐領とは同第一佐領である。

15) 正黃旗噶布臘所属（管領）

噶布臘の名は正藍旗包衣佐領のうちに見出す事は出来ない⁽²⁶⁾であるが、正藍旗包衣第三参領下の第一管領には、欽定八旗通志では前の阿那代佐領と全く同文の編者の注があつて、第一管領が恭親王分封に併つて設立されたものである事を知る。全旗を通じて、包衣佐領、管領で恭親王分封にかかるものは、以上の二佐領一管領のみであり、又、前節で明らかにした様に、噶布臘所属とは噶布臘管領の事があるので、噶布臘はここに見える正藍旗包衣第三参領所属第一管領の職にあつたものであると推定される。恭親王に撥給された上三旗包衣佐領、管領は全て正藍旗包衣第三参領下に見出されるのである。

続いて鑲白旗和碩純親王に撥給された¹⁶⁾正黃旗鄂莫克図佐領¹⁷⁾阿世図佐領¹⁸⁾蘇爾泰佐領¹⁹⁾正白旗穆舒渾佐領²⁰⁾託進佐領²¹⁾鑲黃旗鐘内佐領の満洲旗分六佐領が検討の対象となるわけであるが、結論的にはこの六佐領はいずれも鑲白旗満洲第一参領所属の佐領と考えられ、16)・17)・18)・20)の各佐領は前の恭親王に撥給された各佐領の検討と同様に行う事で、いずれも問題なく推定しうるので、次に結論だけ示す事にして省略する。（附表参照）

16) 正黃旗鄂莫克図佐領。

八旗通志初集卷・旗分志七の（以下旗分志七と略） 鎏白旗滿洲都統第一參領所属の第六佐領に見える鄂莫克図である。

17) 正黃旗阿世圖佐領。

旗分志七・鏃白旗第一參領第十一佐領の阿錫圖である。

18) 正黃旗蘇爾泰佐領。

旗分志七・鏃白旗第二參領第十五佐領の素爾泰である。

20) 正白旗託進佐領。

旗分志七・鏃白旗第一參領所属第十一佐領の托晉である。

問題があるのは19)、20)の佐領であるが、以下検討しておこう。

19) 正白旗穆舒渾佐領。

穆舒渾の名は八旗通志初集の旗分志七には見出せないのであるが⁽²⁷⁾、欽定八旗通志卷・旗分志十・鏃白旗第一參領第九佐領にある編者の注には

謹案旗冊。……又喜仏欠出後。令紀布喀達之孫穆舒渾管理。穆舒渾欠出。始以塞爾特管理。

とあつて、八旗通志初集の第九佐領の佐領名の脱落を補足するうちに見出せる。更に、欽定八旗通志の第七佐領の編者の註には、

謹案旗冊。此佐領係第九佐領穆舒渾下滋生人丁。康熙十三年分立。

とあつて、第九佐領の佐領は康熙十三年に穆舒渾であつた事が明らかである。即ち、穆舒渾佐領とは、鑲白旗第一参領所属第九佐領である。

21) 鑲黃旗鐘内佐領。

旗分志七・第十三佐領に

第十三佐領。国初以訥音地方来帰人丁編立。始以朗格管理。……以其弟鐘内管理。鐘内因病辭退。以其兄之子色克得管理。……

とあり、ここに見える鐘内である。但、鐘内は八旗通志初集百九卷二の列伝には、

鐘内滿洲鑲白旗人。姓文都氏。少居訥陰地方。父郎格。……鐘内郎格第四子也。父沒。襲管牛衆。……康熙十三年卒。……

とあつて、純親王に撥給される前年に没しているのであり、康熙十四年には既に佐領の職はない。しかるに鐘内佐領と呼ばれている理由は前節に推定した如くである。

以上、純親王に撥給された上三旗滿洲旗分の各佐領は、旗分志七の鑲白旗滿洲第一参領下に見出され、康熙十四年以後に上三旗より移置されたと考えられる。

統いて包衣佐領・管領の28) 鑲黃旗滿洲薩畢漢佐領²⁹⁾漢軍(人)劉格佐領³⁰⁾正黃旗得希圖所屬(管領)を検討するが、これらの佐領はいづれも鑲白旗包衣第五参領所屬下に見出される。なお、28・30)は各々問題なく佐領・管領を比定しうるので結論のみに止める。

清朝に於ける八旗制度の推移 細谷

28) 鎏黃旗薩畢漢佐領。

旗分志七・鏃白旗包衣第五參領第一佐領の塞必漢がそれにあたる。

30) 正黃旗得希図所属（管領）。

旗分志七・鏃白旗包衣第五參領第一管領の徳喜図がそれにあたる。

以上の28・30)は該当する佐領・管領名があつて問題はないのであるが、29)の劉格に該当する名は見出せない。加えて、旗分志七には、第五參領の第一・第二・第三管領の記載は「係康熙十四年分立」とあつて、三管領の全てが純親王に撥給されたかの如くである。更に、欽定八旗通志^{卷十}・旗分志^十には、第二管領・第三管領に編者の注がある。

謹案。此管領。多羅淳郡王薨後。乾隆四十三年永鑿襲封貝勒時裁汰。

即ち、純親王の爵位は隆禧より彼の第一子富爾祜倫に伝えられ、その後は絶嗣となつたが、後年純親王の家産、佐領等は聖祖の第七子淳親王允祐によつて承襲されたのであるから、この第一・第三管領は康熙十四年に分立し、その時点では純親王下の管領と考えなければならない。とすると、第五參領下の第一佐領、第一管領は該当する佐領、管領名の該当するものがあり動かしがたいので、29)劉格佐領に対して第一・第三管領の二管領という不一致を生ずる。この問題は充分に明らかにしえないが、劉格は整佐領であり、一方、管領(hontoho)にはもともと「半分」の意味がある事から、二管領で一佐領に当たるという推定をしておきたい。⁽²⁸⁾即ち、29)劉格佐領とは鏃白旗包衣第五參領第二、第三管領ではないかと考えられる。

以上、不満足な点も多いが、純親王に撥給された包衣佐領・管領は旗分志七の鏃白旗包衣第五參領下に見出さ

付表

旗分	旗色	八旗通志初集(滿洲規制)及実録		八旗通志初集(旗分志)		參佐領
滿洲	鑲黃	1	Jimbu	津 分	Jimbu	金 布 3—6
		2	Gabula	噶 布 喇	Gabula	嘎 布 喩 3—8
	正黃	3	Gabula	噶 布 喇	Gabula	嘎 布 喩 3—10
		4	Holdon	霍 爾 鈍	Holdon	和 爾 敦 3—9
	正白	5	Kūwadai	夸 代	Kūwadai	夸 代 3—1
		6	Buru	布 魯	Buru	布 魯 3—2
蒙古	蒙古	7	Mehedei	墨 赫 德	Mekedei (1)	墨 克 得 右—9
		8	Engke	恩 克	Engke	恩 克 右—8
	鑲黃	9	Ebugen	額 卜 根	Ebugen	厄 博 根 右—7
	漢軍	10	Lii ting lin	李 廷 霖		?
		11	Lii ioi jeng	李 疏 正		?
		12	Tung weng ioi	佟 文 玉	(2)	?
包衣	正白滿洲	13	Anadai	阿 那 代	Anadai	阿 那 代 3—1
	正黃漢人	14	Yoo c'y i	姚 賀 義	Yoo c'y i	姚 智 義 3—2
	正黃管領	15	Gabula	噶 布 喩		3—1 (管領?)
滿洲	正黃	16	Omoktu	鄂 莫 克 囖	Omoktu	鄂 莫 克 囖 1—6
		17	Esitu	阿 世 囖	Asitu (3)	阿 西 囖 1—12
		18	Sur tai	蘇 爾 泰	Surtai	素 爾 泰 1—15
	正白	19	Mušuhun	穆 舒 渾	—	穆 舒 渾 1—9
		20	Tojin	託 進	Tojin	托 晉 1—11
	鑲黃	21	Jung nei	鐘 內	Jung nei	鐘 內 1—13
蒙古	鑲黃	22	Haraldai	哈 剎 爾 代	Haraldai	哈 剎 爾 岱 右—9
		23	Beibei	白 貝	Babai (4)	巴 拜 右—10
		24	Abida	阿 畢 達	Abida	阿 必 達 右—11
漢軍	正白	25	Siyoo yang yuwan	蕭 羣 元	Siyoo yang yuwa	蕭 羣 元 3—3
		26	Ho sī zung	霍 世 栄	Ho sī zung	向 世 栄 3—4
		27	Lii sī jing	李 世 靜	(5)	?
包衣	鑲黃滿洲	28	Sabigan	薩 畢 漢	Sabigan (6)	塞 必 漢 5—1
	鑲黃漢人	29	Lioge	劉 格		? 5<2 3(管領)
正黃管領	30	Dehitu	得 希 囖	Dehitu	德 喜 囖	5—1(管領)

付表註

(1) 墨赫徳と墨克得とは、満文でも音は相違する。しかし、満洲旗分の例に明らかに、移動した結果は必ず同一参領下に所属する。故に墨赫徳も他の二人の例から正藍旗蒙古右参領所属でなければならず、この点から墨赫徳は墨克得と推定しうるのである。又、付表註(3)(4)(6)の例にも見られるが、満洲人名の音は全く一定することは限らず、加えて明らかな誤写等も少なくない。

(2) 正白旗漢軍より移動した李廷霖、李疏正、佟文玉佐領及び(5)の李世靜佐領は、各々正藍旗・鑲白旗下に見出せ

(3) *gisiu* は *aszu* の満文の誤写であろう。
(4) 付表註(1)と同例
(5) 付表註(2)参照
(6) 付表註(1)と同例

れ、ここに移植されたと云える。

恭親王・純親王の満洲旗分・包衣佐領の例にならつて蒙古・漢軍旗分⁽²⁹⁾の各佐領を検討すると、前掲の付表に見られる様に、全て正藍旗・鑲白旗の旗下佐領として見出されるのである。

即ち、正藍旗和碩恭親王・鑲白旗和碩純親王に撥給された上三旗の各佐領は、各々の旗王の下の旗下佐領に移植され、正藍旗或は鑲白旗佐領として各々の親王の領有下にあつたと結論する事が出来る。

五 宗室諸王の下五旗領有

前二節にわたつて恭・純親王が旗王をつけられ、それにともない上三旗旗下の佐領を撥給され、それらの佐領は撥給と共に各旗王の旗下に移動した事実を論証してきた。この様にして旗王が佐領を撥給されて領有する事は、決して両親王にのみ行われた特例的なものではなかつた。即ち、宗室諸子が諸王に封ぜられると同時に旗王となり、佐領を領有することは普遍的に見出されるものであり、更には、諸王の新封のみならず諸王位の襲封に伴い旗王、佐領の領有もが承襲されるという事が見出される。以下、諸王の佐領領有の一般的形態を若干述べていきたい。

初めに、王位の新封に伴う例として、世祖の親王となつた三子のうちの一人、裕親王福全の佐領領有を検討しよう。福全が親王となつたのは康熙六年である事は第二節に述べた如くであるが、旗王となつた記載は全く見出せない。唯、八旗通志初集卷百三、の彼の列伝には、「鑲白旗和碩裕親王福全」と記載されている事から、彼が鑲白旗の旗王であつた事が知り得る。⁽³⁰⁾

更に、欽定八旗通志卷十・旗分志十一・鑲白旗包衣第三參領所屬の第一管領の本文、及びそこに加えられた編者の注は

原(31)第一管領。係康熙六年自内務府分出。(注)謹案。此管領。於乾隆五十一年和碩裕親王薨後。多羅裕郡王襲封時裁汰。

と見える。本文により、康熙六年に内務府（上三旗の包衣佐領）から移動して鑲白旗包衣管領となつたものである

事が知りうる。又、注によつて、この管領は、裕親王の爵位に伴うものである事が明かであろう。即ち、裕親王福全は親王についた康熙六年に鑲白旗旗王となり、上三旗の管領を撥給されて、それは鑲白旗に移動して裕親王の領有下に入つたものと推定しうるであろう。更に、第三參領下の第二・第三・第四管領の本文は、いづれも「係康熙六年自内務府分出」とあるのであるが、康熙六年当時、裕親王以外に王爵を新封された者も見当らないので、第一管領と同様にこれ等の三管領も裕親王に撥給されたものと考えてよいであろう。

以上の様に、鑲白旗包衣管領が裕親王の領有となつた事が知り得るが、恭、純親王の例を以つてすれば、当然、包衣管領のみならず、滿州・蒙古・漢軍旗分の各佐領も又、上三旗より撥給されて領有していたと考えられよう。勿論、鑲白旗の所属佐領に入つてゐたであろうが、八旗通志初集の旗分志を検索しても何れの佐領であるか、見当はつかない。しかし、裕親王が包衣管領以外の佐領をも領有していた事実は、裕親王が康熙二十九年に噶爾丹討伐に当つて撫遠大將軍として赴いた際、その指揮の拙劣が問われて処罰が議せられた一文に見出せよう。聖祖實錄卷四百・康熙二十九年十一月己酉の条には、

多羅信郡王鄂札等奏言。……応將裕親王福全、恭親王常寧、簡親王雅布。俱革去王爵。福全撤去三佐領。……
得旨……。諸王大臣等槩從寬免革。福全、常寧罷議政。与雅布俱罰俸三年。福全撤去三佐領。……

とある。即ち、福全は王爵の革去と領有する佐領のうちの三佐領の撤去⁽³⁾が議せられて、上裁の結果、王爵の革去は行われる事なく、議政大臣の罷免、及び罰俸三年と共に福全の領有する三佐領が撤去されたのである。即ち、三佐領の撤去が行われている以上、彼には前述の四管領以外にも、恭、純親王の場合と同じ様に佐領を領有していたと

見るべきであろう。

この様にして諸王は旗王となると共に佐領を領有したが、それは世祖の諸子のみならず聖祖の諸子も同様であつたと考えられる。即ち、上諭旗務議覆・雍正三年八月八日の条には、

奉上諭。覽各旗所奏。王等包衣佐領、渾托和甚屬不均。從前分封之時。先封大阿哥与誠親王。統封朕与廉親王。彼時因初受封。包衣佐領下人等俱未暗練。大阿哥与朕声明緣由。請於旗下佐領內將三佐領下驍騎兵丁。令供看守之役。……

と見える。以上に依つて聖祖の諸子のうち大阿哥（聖祖の第一子、允禔）、誠親王（第三子允祉）、世宗、廉親王（第八子允禩）等は、康熙年間にそれぞれ親王、郡王に封ぜられ、それと同時に旗王となり包衣佐領・管領を領有した事実が見出せるのである。即ち、清朝に於ても、雍正朝でその改革が行われるに至る迄の間、世祖・聖祖の諸子は諸王となり旗王として佐領の領有を行つていたと見做されるのである。

さて、旗王として領有した佐領の数は僅かに恭・純親王の例が十五佐領と判明するのみで、他は不明である。裕親王の包衣佐領が前引の欽定八旗通志に従う限り四管領であり、包衣管領の数から推定すれば総数では、恭・純親王の例からして十五、六佐領程度かと考えられるが、むしろ前引の上諭旗務議覆に「王等包衣佐領渾托和。甚屬不均」とある様に、王位による佐領数の規定はなかつたと見るべきであろう。後年、佐領の領有が全く儀礼的制度と化した時に佐領の領有数が規定された事からすれば、佐領の領有に現実的意味のあつたこの時代では、かえつて規定數は設け得なかつたとも考えられよう。更にそれは、宗人府則例卷六・儀制・「王公応有外旗佐領額數」の道光十

八年の条には

爵有降等者。照數裁減。晉錫者。照數增添。

とあつて、後年では佐領数が爵位に従うものである事が明かであるが、康熙二十九年の裕親王の三佐領撤去では、初めに王爵の革去と佐領の撤去が議せられながら、結果は王爵の革去は行われず佐領のみが撤去されると、爵位と佐領の領有との関わりもない様に考えられるのである。しかば、諸王となり、旗王となる事によつて佐領の領有を行ひながら、領有数の規定もなく爵位にも関わらない佐領の領有は如何なる性格のものであろうか。

佐領領有の性格を示すものとして、世宗実錄六・雍正元年四月辛未の条がある。即ち

諭宗人府。分給廉親王、怡親王之莊田財物等項。查有少於誠親王之廩。著有補給。果郡王、理郡王、除所分旗分佐領包衣佐領外。其莊田財物等項。俱查照敦郡王數分給。……

と見える。

これは聖祖の諸子への莊田、財物等の財産の分給の記事であるが、ここで佐領の均分支給こそ否定しているが、ともすれば莊田、財物と同次元的に扱われる性格のもの、即ち財産的な性格のものである事が見出せよう。財産的性格のものであれば、当然その家に属して受け継がれてゆくであろう。その事実は、前に検討したが裕親王に康熙六年に与えられたと考えられる鑲白旗の包衣管領が裕郡王亮煥の時（乾隆五十一年）に至つて裁汰されると、この間百有余年間、五代にわたり裕親王家に繼承された事⁽³⁵⁾にも窺われよう。

更に、佐領の家に於ける繼承は、王爵とは関わりなかつたため親王・郡王という高位の家のみならず末端の宗室

も佐領を領有するという状態を惹起している。即ち、後年、世宗はこの点を憂慮して改革を企てるが、その一文に、上諭旗務議覆・雍正二年十一月二十一日の条には、

召入裕親王保泰等。奉上諭。……況閒散宗室内。亦有統轄旗分佐領者。王公理宜統轄屬下。閒散宗室豈宜統轄屬下乎。似此者亦應撤出置之公中。……

とある。即ち、宗室のうちでも王・公は佐領の領有が認められても閒散は許されないと、閒散宗室の領有する佐領を公中佐領とする事によつて、その支配を脱せしめようとしている。続いて保泰は次の様に議覆している。

又查定例内。未入八分公等以下。竝無掌管旗下佐領之例。鎮國將軍敬順、揚桑阿、輔國將軍法布蘭、奉國將軍鄂齊礼、奉恩將軍華玢、閒散宗室弘昉、富元、明俊、海長、鄂齊。伊等有因其父革職。亦不准承襲。將原管之佐領。未經撤出者。亦有族中子孫承繼產業。因而仍拋其所属佐領者。今俱查出。不應仍留与伊等。敬順所有之滿洲佐領一分。法布蘭所有之滿洲佐領二分、漢軍佐領一分。鄂齊礼所有之滿洲佐領六分、蒙古佐領二分、漢軍佐領二分。華玢所有之滿洲佐領三分。……俱行撤出置之公中。

とある。即ち、佐領を領有しうる者は八分公迄の宗室であり、不入八公以下は領有しえないにもかかわらず、鎮國將軍敬順以下は不法に領有していると指摘された。ここに全文は引用しなかつたが、この時に指摘された不法領有は敬順以下十人で満洲佐領二十、蒙古佐領四、漢軍佐領七に達している。又、ここに列举された者のうち、閒散宗室の系譜は明かではないが、それ以外は鎮國將軍敬順・揚桑阿は共に濟爾哈朗の子孫、輔國將軍法布蘭は杜度の子孫、奉國將軍鄂齊礼は多鐸の子孫、奉恩將軍華玢は阿巴泰の子孫⁽³⁷⁾である。即ち、彼等はその祖先の領有した佐領を

継承してここに至つた事が明らかであろう。

さて、ここに列挙された宗室は不入八分公以下と間散の者のみであるから、当時、後金國時代に旗王として権勢を振つた太祖の第一子大貝勒代善以下の諸親王の子孫で、未だ八分公以上にとどまり佐領を継承して領有する事を認められている宗室も數多くあつたと考えなければならない。即ち、雍正二年の佐領領有の改革に至るまでの間は、或は新たに領有を許され、或は祖先の佐領を継承する等で極めて多数の宗室が佐領を領有していたと見做されよう。更に云えれば、宗室王公の統屬下にあるとされる正紅旗以下の五旗に所属する全佐領は、全てが宗室に分割領有されていたと見做されるのである。これを裏付ける事実は、既に第三節で検討した恭・純親王に撥給された佐領は、全て上三旗の所属であり、同様に裕親王に撥給された包衣管領は内務府より分出したという事である。この様に、皇帝の統屬する上三旗より佐領を撥給して正藍旗・鑲白旗に移動せしめた事は、正藍旗・鑲白旗所属の各佐領は既に他の旗王の領有にかかるものであり、皇帝ですらもこれを自由に新封の親王に撥給し得なかつたためと考えられる。

雍正会典に「以鑲黃、正黃、正白為上三旗。五旗各以王貝勒統之」とあるのは、単なる官制的なものではなく、八旗の全佐領は各々が旗王の下に分割領有されている、即ち皇帝の統屬は上三旗のみであり、他の五旗は宗室諸王が分割統属していた現実を示すものであると考えられるのである。

六 佐領領有と諸王権力

宗室諸王が旗王として立ち佐領を領有する事実は前節に述べてきた如くであるが、この様な佐領の領有が果して旗王、即ち諸王の実質的な権力基盤となり得たものであろうか。この点、清朝の中国支配が明朝の諸機構を踏襲して行われ、皇帝権も同様に明皇帝的であるとするならば、後金国と同質の封建的支配機構としての八旗制度と、その上に立つ旗王権力が到底相容れぬものであつう事は容易に理解出来よう。この問題は充分に論究し得るものではないが、一応検討しておきたい。⁽³⁸⁾

さて、清朝に於て佐領の領有がどの様にして旗王の権力基盤となり得たか、多くの面が考えられるが大別して二つの点で指摘出来るかと思う。即ち、第一には本来的に八旗制度が軍事制度に根ざすものであつただけに、佐領の領有が即、佐領から出される軍事力の支配に結びつく事であり、第二の点は清朝の支配機構である官僚制を、自己の統轄する旗人官僚を通じて自由にしようとする、官僚制への浸透という事である。以上の点に触れる以前に、旗王が自己の領有する佐領を如何に支配していたか、この事を述べておくと、上諭八旗・雍正元年七月十六日の条には次の様に見える。

……下五旗諸王。將所屬旗分佐領⁽³⁹⁾下佐領人。挑取一切差役。遇有過失。輒行鎖禁。籍沒家產。任意擾累。殊屬違制。太祖太宗時。將旗分佐領分与諸王。非包衣佐領可比。……

世宗は即位当初より、旗王の佐領領有の改革を企てていたので、以上の指摘には実情を超える傾向もあるが、諸

王は領有する佐領に属する人々を全く任意に支配して差役に使用し私的に処罰を行つてゐたという。この様な諸王の領有する佐領下属人の任意支配が、下五旗の全佐領に及ぶものであるならば重大な問題であろう。特にそれが軍事力の支配にも及ぶものであるならば、八旗軍隊が清朝の軍事力の根幹を形成していただけに、皇帝としては由しい問題であろう。上諭旗務議覆・雍正二年八月八日の条には世宗の指摘が次の様に見える。

……且從前王等包衣佐領、渾托和内。或護軍一名。或護軍二三名。頃者莊親王曾此処請旨。從前數王合有一佐領。今朕兄弟内。每人各有五六佐領、渾托和。其中驍騎校數員、兵丁三四百名。現今六王屬下兵丁。多至一千四百名。果有王等包衣佐領兵丁之處。寧能足數乎。勢必至誤其事。伊等亦不免於拮据也。

即ち、従前は旗王が包衣佐領、管領を僅かしか領有していなかつたし、支配する兵数も少なかつたが、世宗の兄弟は各旗王が五六佐領、管領を持ち兵丁も三四百名に達しているという。勿論、この他に包衣佐領以外の旗分佐領をも領有していたのであるから、そこから出される兵丁をも支配していたとすれば、各旗王はこれに數倍する兵丁を掌握していたものと見做されよう。各旗王がこの様に各々軍事力を保持するならば、やはり皇帝にとつては少なからぬ脅威であるうし、旗王にとつては大きな力たり得たはずである。

さて、第二の官僚制への浸透の点は、大分後の時代に記されたものではあるが、礼親王昭樞の嘯亭雜錄⁽⁴⁰⁾一卷・「禁抑宗藩」に、頗る具体的な例が見出せるのである。即ち、

……下五旗人員。皆為王等僚属。任其差遣。承平日久。諸王皆習尚驕慢。往御下殘暴任意貪縱。如兩廣總督楊琳。為敦郡王屬下。王曾遣閹人赴広。拋其其署内搜索。非理楊亦無如之何。上習知其弊。即位後禁宗藩。不許

交通外吏。除歲時朝見外。不許私謁邸第。又將所屬值宿護軍。撤歸營伍。以殺其勢。……

礼親王の言に依れば、兩広総督の地位にあつた楊琳は彼の旗王の立場にある敦郡王の宦官の乱暴すらも拒めなかつたのである。即ち、旗王とその属下の支配關係は、本来は皇帝にのみ支配さるべき官僚としての兩広総督すらをも、旗王の支配下に置いていた事実が窺えるのである。この様に、皇帝の官僚が旗王の私的支配下に在るという形で、官僚制への旗王権力の浸透が認められるのである。更に、礼親王はこの様な宗室諸王の私的支配の改革について、世宗は、外吏との私的交渉の禁止、及び護軍の削減、即ち軍事力の削減を行ふ事により、宗室諸王の権力を消失せしめたと指摘している。ここに、諸王の軍事力の支配、官僚制への浸透が彼の権力基盤となつていたのであり、それ等は佐領の領有を通じて佐領下人員を支配する事により行われていた事が指摘し得るのである。

皇帝は上三旗を統屬し、宗室諸王は五旗の各佐領を領有し各々がこれを以つて権力基盤とするという、八旗制度の封建的支配機構の面をよく象徴するものに、上諭旗務議覆・雍正八年二月十六日の条がある。即ち、

……其上三旗弓匠。係武備院管轄。所用官弓。俱係伊等親身製造。……其下五旗弓匠。雖每年砍弓胎、採樺皮。並製造交兵部之官弓等差。俱伊等又在該王公門下當差行走。是以不如上三旗整齊。且親身應製造者亦少。……

毎佐領に一名づつ設置された弓匠は、上三旗では皇帝の私的機関である武備院の管轄下にあつて弓の製造に励んでいたが、下五旗の弓匠は國家の公的機関である兵部の管轄下にあつた。しかし、下五旗の弓匠は兵部を通じて国家への官差を納むべきではあつても、彼等の旗王である王公の私的な使役に追われて官弓の製造は行われ難かつたといふ。即ち、上三旗は形式的にも實質的にも皇帝の統属下に置かれ、下五旗は形式的には国家（皇帝）の支配下に

置かれていたが、実質的には旗王の統屬下にあるという事実が窺われる。換言すれば、下五旗の支配は旗王であり、その支配力は皇帝に連なる八旗制度への官僚的統制を超えて存在していたと見做されるのである。⁽⁴³⁾

七 結語

前五節にわたり、世祖の三子、裕親王福全・恭親王常寧・純親王隆禧を中心にして、宗室諸王は諸王であると同時に、八旗制度の内では旗王の地位に立ち、彼等には佐領が撥給され、それは旗王の領有に關わるものである事、しかも佐領の領有は宗室諸王の新封、及び襲封に併つて常に見出されるものであり、更には、下五旗の全佐領が、この様な形で宗室諸王に分割領有されていた事を論じてきた。加えて、佐領の領有は軍事力の保持、官僚制への浸透という二面を以つて、宗室諸王の権力基盤を形成していく事を指摘してきた。不十分な点は多いが、以上の事から一応次の様に結論出来るのではないかと考えられる。

即ち、清朝に於ける八旗制度は、官僚的制度の改変が加えられたとは云え、上三旗の鑲黄・正黃・正白旗は皇帝自身が旗王として君臨する、皇帝の領有、支配を受けるものであり、一方の五旗、即ち正紅・鑲白・鑲紅・正藍・鑲藍旗は所属の佐領を通じて宗室諸王が旗王として存在する、宗室諸王の領有、支配を受けるものであつた。八旗制度は皇帝、宗室諸王の領有、支配にかかわるものであり、それは未だに後金國の族制的性格を付有する封建的支配機構として考えられるものであり、その上で初めて行政的、軍事的組織でもあつたのである。即ち、清朝に於ても、八旗制度は皇帝権の下に修束する官僚的支配機構として存在するものではなく、更には八旗制度の性格とこれ

に対応する皇帝権を考えるならば、皇帝は未だ独裁君主として存在するものとは云い難いのである。

最後に、この様な八旗制度を官僚的支配機構へと転換し、自らも、八旗制の上に於ても独裁君主として存在した世宗の改革に付言して本稿を終りたい。前出の様に、世宗は即位と同時に佐領の領有に基づく諸王権力を抑制しようとしましたが、それは外面向的規制ではなく、主として佐領そのものを改革、統制する事により諸王の佐領支配を断ち切ろうとするものであつた。その改革の結果は、後年、礼親王昭樞をして、「近ごろ妄男子あり。身は王府の旗簿に隸するも、乃ち声言す、並に王府の臣僕に非ず等の語を。まことに祖制に違ひなり」と嘆息せしめた如くであり、世宗の改革を経て、八旗制度はようやく官僚的支配機構として皇帝権に直結するに至つたのである。

（昭和四十三年一月十五日稿）

〔付記〕 本稿は昭和四二年度文部省内地研究員として東洋文庫に在籍したうちの成果の一部であり、東洋文庫の諸先生、特に神田信夫先生を初めとする清代史研究室の諸先生に多大の御教示を得た事を感謝し付記する。

（一関工業高等専門学校 助教授）

註

(1) 太祖が金を号し、太宗の崇徳元年（一六三六）年に清と国号したので、厳密にはこれに従うべきであろうが、本文では中国支配政權の成立（一六四四年）以後を清朝とし、それ以前を全て後金國とする。

清朝に於ける八旗制度の推移

細谷

(2) 清朝の八旗制度そのものに触れた研究は孟森「八旗制度考実」歴史語言研究所集刊六一三があり、示唆される所多かつた。行政軍事組織の面にのみ視点を向けるものは、「清國行政法」が代表的である。

(3) 三田村泰助「清朝前史の研究」第四章初期滿洲八旗の

成立過程

年の修整が多い。

(4) 安部健夫「八旗滿洲ニルの研究」東亜人文学一四氏は全稿の完成を見ずして亡くなられたので、部分的な引用は慎むべきと思うが、八旗制度を官僚的組織と断言されているので、敢えて引用した。

(5) 滿文老檔研究会訳注「滿文老檔II」

(6) 神田信夫氏の御教示によれば、この記事が七年のものか否か疑わしい。しかし、直ちに七年の現実ではないとしても、後金國の現実を反映した政治理念である事は間違いない。

(7) 八王が誰であつたか諸説がある。最も新しい見解は、阿南惟敬「清初の八王に関する一考察」防衛大学校紀要十四氏によれば、大王代善、二王阿敏、三王莽古爾泰、四王太宗、五王德格類、六王率桑古、七王濟爾哈朗、八王阿濟格とされている。

(8) 孟森、阿南惟敬氏共に前掲書、神田信夫「清初の貝勒について」東洋学報四十四参照。なお、一旗一王の時代は極めて短かく、殆どの時代で一旗に複数の旗王があつたと考えられる。本稿で旗王とするものは、全て複数の旗王を想定している。勿論、そのうちで最も権力の伸長しているものが代表的旗王の立場にあるであろう。

(9) 太宗実錄卷五・天聰三年に見えるが、康熙会典に比して後

(10) 宗室諸王の下に領有される組織を封建的支配機構と決定するためには、更に佐領内部の支配関係、及び旗地との関連が充分に明確さるべきであり、この点未だ不充分ではあるが、旗王が佐領下人員に私的支配を及ぼす点で、一応封建的支配機構と考えたい。更に、王權推戴の基礎である点に族制的性格をも付有していると見た。

(11) 孟森、前掲書、三田村泰助「清の太宗の即位事情とその君主權確立」東洋史研、中山八郎「明末女直と八旗的統制に関する素描」滿洲史學研究がある。確かに太宗は、各旗に管旗大臣を設置して、大臣を通じて諸王の旗の権力を削減し、又、六部の制度を取り入れ、投降漢人を官僚に登用する等によつて君主独裁権力の確立を図つた。事実、大貝勒等の失脚を促す等、太宗朝では独裁権力は確立したかに見える。しかし、太宗の独裁権力は、謂わば外的規制によるものであり、諸王と佐領の統轄関係を断ち切るものではなかつたので、後年、再び諸王権力が成立しえたと考えられる。

(12) 「上三旗」は擡頭されていて、上（皇帝）の三旗の意味である。後年、皇帝、宗室の旗の領有関係が失われる、と、上三旗は擡頭されず（光緒会典等）上三旗、下五旗と「上下」の意に変つてゆくようである。又、入閔前は皇帝

の旗は二旗であり、三旗を率いるようになったのは清朝になつてからである。

(13) 清史稿

卷一百

には「崇親王。世祖第四子。生二歲。

未命名。薨。追封」とある。

(14) 以下(1)、(3)の佐領名に付した数字は、後出の満文の佐領名、次節の佐領移置の検討、及び付表の数字に対応する。

(15) 八旗通志初集の漢文本、満文本の成立に関する比較検討は未だ充分行つていない。なお、満文本は東洋文庫所蔵の天理図書館蔵本の写真複写本を借覧させていただいた。

(16) ujen の原義は「重々し」、cooha は「兵」であるが、ujen cooha (i) (i) は「接尾辞」は「烏真超哈。満字仍称烏真超哈。漢字称為漢軍」世祖實錄卷六、順治十七年三月甲戌 とあり、漢軍の事である。又、浦廉一「漢軍（烏真超哈）に就いて」

桑原博士遺稿
參照。

(17) 清文彙書に「半月之半」とある。五体清文鑑に「管領」とある。そのまま音訳して「渾托和」と書かれて実錄等に散見する。何故、「所属」となつたのか、詳びらかでない。

(18) 旗分志に、得希図は鑲白旗包衣第五參領第一管領として見出す。噶布臘は見出せない。第四節参照。

(19) この外、(1)の7、8の旗色不明の蒙古旗佐領があるが、旗分志、列伝等を検索したが、何故に旗色が書かれていない。雍正元年、二年を初めとする佐領改革の時、以前

いなか全く不明である。

(20) 入閏前の佐領の越旗移動は、阿南惟敬「満洲八旗国初期の研究」防衛大学校紀要二三 で指摘されている。

(21) この三十名のうちですら gabula が三人ある様に同異人が多いので、併せて、年代比定の必要があると考えられる。

(22) 津分は jin tén, 金布は jin bu である。

(23) 八旗通志初集卷一百に伝がある。

(24) 同名の gabula を噶布喇 || 噶布拉、噶布喇 || 噶布喇となる理由は、旗分志で噶布喇と和爾敦が同族である事が明らかであり、同族の者は同族内の佐領であるのが通例であるからである。

(25) ここに設立とあるので、包衣佐領は上三旗内の滋生人丁を以つて新たに編成した佐領、管領であろう。

(26) 旗分志の佐領名は屢々脱落がある様で噶布臘も書き落されたと考えられる。後文19)穆舒渾佐領はその例である。

(27) 旗分志の本文は「……臺仮故。以紀恩哈之孫塞爾特管理」と穆舒渾を脱落している。

(28) 八旗通志初集の旗分志は、雍正朝の佐領改革の結果を表わすものであり、雍正朝の現状を正確に示すものであつても、それ以前の佐領の移動、改変等は殆んど触れられていない。雍正元年、二年を初めとする佐領改革の時、以前

の「佐領一管領が一佐領二管領に改変されたのではないか」と推定される。註(44)参照。

(29) 孟森氏の前掲書に「諸王貝勒下之漢軍則包衣内之佐領。非漢軍八旗之佐領」と述べられているが、以上の如く漢軍旗分佐領も包衣漢人佐領をも領有していた。

(30) 宗室の旗色を明示する列伝は八旗通志初集のみで、それ以外の多くの列伝には何等触れていない。

(31) 「原」とは八旗通志初集に第一管領と記載しているといふ意味である。

(32) 先の康熙会典の軍令にも明らかな様に、処罰にともなう佐領没収は、利害関係のある王に与えられるか、或は上三旗に吸収されて皇帝の領有となるかのいずれかである。

(33) 上諭旗務議覆の後半には、議覆が次の様に見える。

臣等查得。旧内分出王、阿哥内、親王五、郡王世子一。

貝子一。鎮國公、閫散宗室一。共有參領、佐領、驍騎校

……一百三員……護軍、領催、馬甲、藍甲共四千二百五

名。

とあり、聖祖の諸子も広く佐領を領有していた事が知りうる。

(34) 宗人府則例卷六・「儀制」道光十八年の条には

凡外旗佐領。王公内有道光十八年以前全無佐領。並有獨欠蒙古旗分者。均未經添給。此後定額。軍功之爵所屬佐

領。親王必有滿洲八、蒙古四、漢軍四。……恩封之爵所屬佐領。……

とあり、道光十八年に至つて初めて宗室諸王は爵位に照応して、軍功爵、恩封爵に分けて佐領の領有数が規定されたのである。この規定では軍功爵の親王の領有数は計十六佐領であり、恭、純親王より少し多いが、やはり旧慣例に従つて規定数が定められるものであろうから、恭、純親王の領有した計十六佐領は、當時新封に際する平均的数と考えられよう。

(35) 裕親王福全より、保泰(福全の第三子)→広靈(福全の第五子)→広禄(保泰の第三子)→裕郡王亮煥(広禄の第十三子)と伝えられた。

(36) 有爵宗室の親王より輔國公迄の八等を八分公、不入八分鎮國公より奉恩將軍迄の六等を不入八分公とする。

(37) 八旗通志初集卷十七・封爵世表によれば、敬順は簡親王雅布の子で、「康熙四十五年封鎮國公。五十五年降一等鎮國將軍」揚泰阿も雅布の子、「康熙四十九年封鎮國公。五十五年降一等鎮國將軍」とある。同書卷七に法布蘭は鎮國子巴鼐の子、「康熙三十三年封三等輔國將軍。四十四年以病退」とある。同書卷七に鄂齊礼は信郡王董鄂の子、「康熙三十七年封奉國將軍」とある。同書卷十五に華玢は安郡王馬爾渾の子で、「康熙四十五年封奉恩將軍」とある。

(38) 旗王の佐領支配と雍正朝の改革は、後日稿を改めて論

究したい。なお、佐領にも勲旧佐領、世管佐領があり、明らかに旗王との関係が相違するが、本稿では特に分けて論じていない。

(39) 旗分佐領とは包衣佐領に対置する語で、包衣佐領以外の一般の満洲、蒙古、漢軍旗の佐領を指すものである。包衣佐領は包衣（満洲語の音の転写で、「家の」という意味）の語の通り諸王の私的使役が認められているが、旗分佐領は領有こそそれ私的使役は公認されていない。

(40) 昭権は大貝勒代善の子孫であり、礼親王の地位にあつただけに、八旗制内部の事実をよく伝えていたと考えられる。神田信夫「嘸亭雜錄」とその著者」リカ・I・ンタ参照。

(41) 楊琳が兩広總督に就任したのは康熙五十五年十月より雍正二年四月の間である。又、八旗通志初集、及び欽定八旗通志の列伝では、彼は正黃旗漢軍旗人と見えるが、国朝耆獻類徵初編（卷一百六十二）の列伝にのみは、もとは正紅旗漢軍旗人であり雍正元年三月に正黃旗に入ったと記載されている。敦郡王との支配関係は正红旗漢軍の時代であると考えられる。又、付表註(2)参照。

(42) 武備院は兵部の機関ではなく、皇帝の私的機関である内務府に所属するものである。

(43) 又、上諭八旗・雍正四年五月十四日の条には、從前下五旗之人。雖各有該管之主。而其心亦只知有君

上。不知有管主也。何以至於今日。遂苟且卑靡。一至於此。如昨日都統五格。在朕前奏對。向將獲罪削籍之允禱。称之为王。……

とあり、本来、諸王の支配する佐領に皇帝権の統制を及すべき八旗制内部の官僚として存在する八旗都統すらもが、皇帝以外の親王を主と称している事に官僚的支配機構たり得なかつた事実が窺われよう。

(44) 世宗の八旗制度の改革は佐領内の戸籍造冊、漢軍佐領、覺羅佐領を満洲佐領と分離する事、又、佐領を世佐領、襲佐領、公佐領と分類して佐領と旗王との関係を規定する等、全て佐領改革を通じて行われた。その佐領改革の最終的表現は佐領根源冊を編纂し遂には八旗通志旗分志の編纂に現われたと考えられる。拙稿「八旗通志初集旗分志の編纂とその背景」東方学（第三十輯）参考。

(45) 嘸亭雜錄（卷二・王府屬下）の項。